

川崎市文化財調査員の任用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会特別職非常勤職員に関する規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第3号）、川崎市教育委員会特別職非常勤職員に関する取扱要領（16川教庶第1274号）及びその他別に定めるもののほか、川崎市域の文化財に関する調査員を非常勤職員として任用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 非常勤職員の職名は、川崎市文化財調査員（以下「文化財調査員」という。）とする。

(職務)

第3条 文化財調査員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 文化財の現状調査
- (2) 所有者、保持者又は保護者に対する文化財の管理及び保護に関する必要な指示又は助言
- (3) 文化財の学術的調査

(身分)

第4条 文化財調査員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(定数及び必要な経験)

第5条 文化財調査員の定数は、3人以内とする。

2 文化財調査員は、次に掲げる経験を有しなければならない。

- (1) 研究機関又は文化財修復現場等における文化財保護業務の経験
- (2) 文化財に関する専門知識を有する大学准教授又は助手相当以上の学識経験

(任用)

第6条 文化財調査員は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課長（以下「文化財課長」という。）が選考する。

2 文化財課長は、前項の規定により文化財調査員を選考するときは、庶務課長の合議を経て総務部長の決裁を受けなければならない。

3 文化財調査員の任用の期間（以下「任用期間」という。）は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。

(任用の更新)

第7条 文化財調査員の任用期間は、勤務成績が良好である場合、更新することができる。

(勤務日及び勤務時間等)

第8条 文化財調査員の勤務日は、年10日以内とし、勤務時間は、1日について休憩時間を除き7時間45分以内、1週間当たりの勤務時間は29時間以内とし、文化財課長が定める。

(報酬)

第9条 文化財調査員の報酬は、日額12,500円とする。

(定めのない事項)

第10条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

(その他必要事項)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。